

規制改革ホットライン処理方針  
(令和4年8月20日から令和4年9月15日までの回答)

## 共通課題対策ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
多量排出事業者の「産廃処理報告書」のDX活用による省力化と建設業における「処理計画書」の廃止について	1:運用 2:対応不可	◎	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号:1

所管省庁への検討要請日	令和4年8月24日	回答取りまとめ日	令和4年9月15日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	多量排出事業者の「産廃処理報告書」のDX活用による省力化と建設業における「処理計画書」の廃止について
具体的内容	<p>1. 「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」のJWNETデータ、GビズID等を利用した作成を提案します。 産業廃棄物の3R活動や電子マニフェスト化への注力の成果としてのJWNETデータがあります。国のデジタル化施策により、そのデータの読み取りで報告書は自動でほぼ仕上がると見込まれます。一部紙マニフェストその他不足するデータの収集については、国のGビズIDの仕組みでそれを追加すればよいと考えられます。</p> <p>2. 建設業における「産業廃棄物処理計画書」の廃止による業務効率化・合理化を提案します。 建設業は受注があつての請負業であり、もとより、産業廃棄物処理計画書の目標値を設定し難い業種であるためです。</p>
提案理由	<p>1. 産業廃棄物の多量排出事業者による「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」「産業廃棄物処理計画書」について、環境省からの通知(環産産発第1703317号、環循規発第1903293号)で定められた様式を用いるよう通知も出されていますが、独自の入力項目のある自治体や、数値の有効桁数の指定のある自治体も存在し、各自自治体仕様での報告書の作成に時間を要しております。</p> <p>「実施報告書」については、電子マニフェスト(JWNET)データを利用し、実施報告書の粗方を自動で作成することにより、排出事業者の認識を高めるといった目的を効率的に達成することができると考えます。尚、紙マニフェストその他不足するデータは国のDX(GビズID)の仕組みで収集し、合算することにより自動で作成できると考えられます。</p> <p>関西の建設会社の情報交換で、2020年度社内データを用いて、14自治体向け報告書と15自治体向け計画書データの作成に最大273時間、平均48.4時間要しています。これが国のDXによる自動作成の仕組みにより、6割程度の手間を削減できるのではと考えます。</p> <p>一方関西圏の自治体に報告書の確認時間をお聞きすると、平均120時間、報告書・計画書の確認数はそれぞれ平均110件とのことで、双方の働き方改革に寄与すると考えます。</p> <p>2. 「処理計画書」については多量排出事業者での報告義務とされていますが、建設業界は受注により工事工量が変化し工事量や受注時期が一定でなく、行政ごとの年度の目標数値作成が困難です。よって、「処理計画書」の作成は不要とすることについて提案いたします。</p>
提案主体	一般社団法人大阪建設業協会

	所管省庁	環境省デジタル庁
制度の現状	<p>廃棄物の清掃及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)では、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない、と規定されています。</p> <p>また、多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者をいいます。</p>	
該当法令等	<p>廃棄物処理法第12条第9項、同条第10項 廃棄物処理法施行令第6条の3</p>	
対応の分類	1:運用2:対応不可	
対応の概要	<p>1)について 産業廃棄物処理計画実施状況報告書については「自ら直接再生利用した量」や「熱回収を行う業者への処理委託量」等も記載する必要があり、現状、電子マニフェストやその他の仕組みの情報だけで行政側が全てを把握することはできません。 当該報告書の作成にあたって集計作業に時間を要していることについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するJWNETにおいて、マニフェスト情報の照会機能・マニフェスト情報抽出申込機能をご利用いただき、作成することで時間の短縮が可能と考えます。</p> <p>※マニフェスト情報の照会機能 過去5年間のマニフェスト情報を検索し、閲覧することができる機能であり、検索したマニフェスト情報は、帳票の出力やデータ(CSV形式)としてダウンロードが可能です</p> <p>※マニフェスト情報抽出申込機能 自らが登録・報告したマニフェスト情報を多量に検索し、必要な項目を自由に選択してCSV形式のファイルで保存できる機能です。</p> <p>詳細は以下、JWNETのHPをご覧ください。 <a href="https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/data-search/index.html">https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/data-search/index.html</a></p> <p>2)について 廃棄物処理法第12条9項で規定する計画は、多量の廃棄物が無計画に排出され、その処理過程で処理施設等に過大な負担をかけることが、不適正処理の原因となりうるものとの認識から、多量排出事業者に廃棄物の減量化等の計画作成を行わせ、排出する廃棄物を十分に把握させ、廃棄物の減量を促進する仕組みとして導入された制度です。</p> <p>また、都道府県は、廃棄物処理計画を定めることとしており、当該計画には、廃棄物の発生量及び処理量の見込み、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項や産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項等を定めるものとしています。(廃棄物処理法第5条の5)</p> <p>建設業に限らず、多量排出事業者は廃棄物処理計画に対して大きな影響があるため、都道府県知事に計画を提出しなければなりません。</p> <p>なお、工事量が可変的、受注時期が一定でないこと等により、前年度の産業廃棄物の発生量が千トンを超えない場合、多量排出業者に当たらないので、計画作成の義務はありません。</p>	

区分(案)	◎
-------	---